岐阜県立郡上北高等学校と岐阜女子大学との高大連携に関する協定書

　岐阜県立郡上北高等学校（以下「甲」という。）と岐阜女子大学（以下「乙」という。）は、それぞれの理念や特色を生かした高大連携に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、甲及び乙が行うデジタルアーカイブに関する教育プログラムの開発、並びに教材開発研究等における白山文化遺産デジタルアーカイブの相互活用その他連携を推進することにより、それぞれの教育活動の充実を図ると共に、地域課題の解決に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条　甲と乙は、次の事項に掲げる事項について連携・協力する。

　(1)　デジタルアーカイブ教育プログラムの開発並びに教材開発研究に関すること。

 (2)　白山文化遺産デジタルアーカイブの相互利用に関すること。

(3)　その他高大連携・協力に関する必要なこと。

（連携推進会議の設置・開催）

第3条　甲及び乙は、前条に掲げる事項を積極的かつ円滑に実施するため、連携推進会議を設置し、協議により開催するものとする。

（有効期間）

第4条　本協定の有効期間は、協定締結の日から２０２２年３月３１日とする。ただし、有効期間満了の日の６日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条　本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が１通を保有するものとする。

２０２１年７月１５日

甲　岐阜県立郡上北高等学校　　　　　　　　　乙　岐阜女子大学

校　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学　長